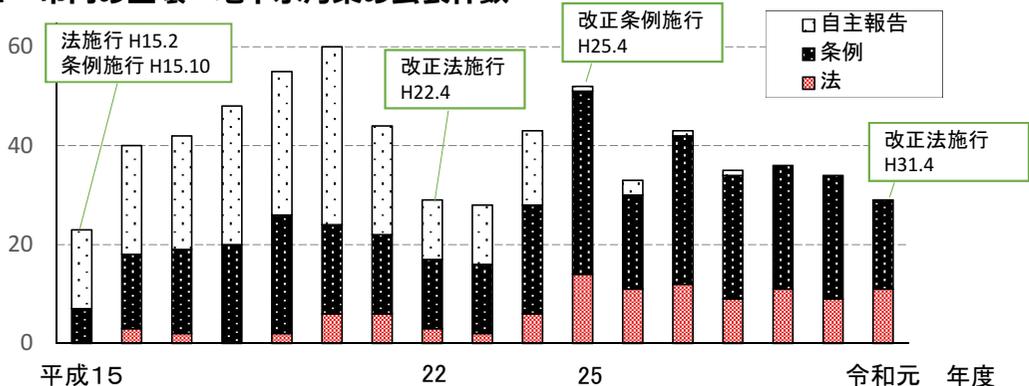


1 背景

市では、土壌汚染対策法及び環境保全条例により土壌・地下水汚染対策を推進している。

平成29年の法改正（平成31年全面施行）で規制の内容が見直されたことにより、法と条例の対応に差が生じ、また、条例独自の制度についても平成24年の改正から7年が経過し、新たな課題が顕在化している。こうしたことから、条例による規制のあり方について、平成31年1月に市長から市環境審議会に諮問され、この調査審議を当部会に付議された。この報告は、市民等からの意見も踏まえて当部会において調査審議した結果をとりまとめたものである。

2 市内の土壌・地下水汚染の公表件数



3 条例による規制の概要

調 査

- ・ 有害物質を取り扱っている又は取り扱っていた工場等の敷地における土地の形質の変更時
- ・ 有害物質を取り扱っている又は取り扱っていた工場等の土地が汚染されているおそれがある時

区域指定

汚染あり

- ①措置管理区域（健康被害のおそれあり）
汚染の除去等の措置が必要な区域 ⇒ 市長が措置を指示
- ②拡散防止管理区域（生活環境被害のおそれあり）
汚染の拡散の防止等の措置が必要な区域 ⇒ 市長が措置を指示
- ③形質変更時届出管理区域（健康被害及び生活環境被害のおそれなし）
措置が不要な区域

※②、③の区域内で土地の形質の変更を行う場合は事前届出が必要（①は原則禁止）

汚染土壌の搬出規制

- ・ 管理区域外への搬出時における事前届出
- ・ 搬出した汚染土壌は、汚染土壌処理施設でのみ処理可能

4 見直しの方向性

(1) 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

法と条例で差異が生じている調査方法、区域の指定、汚染土壌の搬出に関する規制等について、見直しの方向性を検討した。

事項	現状の規定	見直しの方向性
土地の形質変更時における調査対象深度の限定	法 認める (掘削深度プラス1m)	汚染を見逃す懸念があるため、のちに調査契機がある場合のみ深度限定を認めるべき。
	条例 認めない	
指定区域における汚染除去等計画	法 作成及び提出を義務付け	自主的に計画書が提出されているため、新たに義務規定を設ける必要はないが、指導の根拠は定めるべき。
	条例 規定なし	
自然又は埋立て土砂由来の汚染土壌の区域間の移動	法 認める	汚染土壌を有効活用できるよう認めるべき。ただし、汚染土壌の移動履歴は適切に管理すべき。
	条例 認めない	

(2) 自主調査への対応

条例で義務付けている自主調査の報告に基づく区域指定について、規制の合理化・効率化を行うための見直しの方向性を検討した。

事項	現状の課題	見直しの方向性
本市が定める方法以外の調査（指針外調査）の取扱い	指針外調査では、汚染状況が的確に把握できていない場合がある。	健康被害又は生活環境被害のおそれがある場合は、詳細な調査を求めることができるようにすべき。
汚染土壌を直ちに掘削除去される事案	区域の指定前に汚染の除去が完了している場合がある。	区域指定制度によらない新たなしくみで汚染土壌の情報管理を行ってもよい。

(3) その他

事項	現状の課題	見直しの方向性
情報の開示	汚染状況をまとめた一覧などを公開しているが、必要な情報が得やすい状況にあるとは言い難い。	ニーズに合わせて情報開示の手段を考慮し、広く情報を開示すべき。開示にあたっては、市の考え方を明らかにしておくことが望ましい。